

令和5年第19回 議会運営委員会

1. 日 時 令和5年11月29日(水)
2. 場 所 白井市役所本庁舎4階大委員会室
3. 議 題 (1) 追加議案の取り扱いについて
(2) その他
4. 出席委員 柴田圭子委員長・広沢修司副委員長
石井恵子委員・長谷川則夫委員
田中和八委員・徳本光香委員
岩田典之議長
秋谷公臣副議長
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
市 長 笠井喜久雄
総務部長 松丸健一
総務課長 齊藤祐二
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 議会事務局長 永井康弘
係 長 今井好美
主 事 金子直史

会議の経過

開会 午後3時01分

○永井議会事務局長 それでは予定より早いですが、皆様おそろいですので、始めさせていただきます。まず会議に先立ちまして、柴田委員長より御挨拶をお願いいたします。

○柴田委員長 一日お疲れ様です。追加議案がありますので、急にお集まりいただきました。よろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。

続きまして、会議に御出席いただきました笠井市長より御挨拶をお願いいたします。

○笠井市長 皆さん、こんにちは。大変お疲れのところ急遽議会議会運営委員会を開催いただきまして本当にありがとうございます。11月30日の本会議において、市から追加提案いたします案件は、令和5年度一般会計ほか1会計の補正予算についての2議案になります。詳細につきましては、このあと、総務課長が説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。また、12月5日の本会議に向けて、現在、追加議案の提出を調整しておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○永井議会事務局長 ありがとうございます。それでは、委員会会議につき、議事等につきましては柴田委員長をお願いいたします。

○柴田委員長 ただいまの出席は6名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しております。これより令和5年第19回議会運営委員会を開会いたします。

本日の会議は、お手元に配付の議題のとおりです。

議題1、追加議案の取り扱いについてを議題とします。

執行部より、今定例会に追加提案される議案の内容について、説明願います。

齊藤総務課長。

○齊藤総務課長 それでは、皆様お疲れ様でございます。11月30日に追加提案いたします2議案につきましては、初日に提案する予定だったところ、国保条例の関係で提案を取りやめた議案のうち、国保条例に関連する部分を除いた一般会計の補正予算と介護会計の補正予算となります。まず、議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第9号）所管課は財政課となります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ12億1,279万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億5,932万8千円とするものでございます。主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、指定障害福祉サービス費及び障害児通所等給付費につきまして、執行状況等を踏まえ、予算の不足が見込まれることから、不足額を補正するもの。子ども医療費及び高校生等医療費について、執行状況を踏まえ、予算の不足が見込まれることから、不足額を補正するもの。令和4年度に交付しました「子どものための教育・保育給付費交付金」、「子育てのための施設等利用給付交付金」、「子育て世帯生活支援特別給付金」、生活保護等の国県負担金等につい

て、実績に基づく返還見込額を計上するもの。がん治療による外見の変化に伴う精神的・経済的負担を軽減し、安心して社会生活を継続していくための支援を行うため、8月に施行された県の補助金制度を活用し、医療用ウィッグ等の購入費等を助成するための所要額を計上するもの。学校施設環境改善交付金の交付決定に伴いまして、池の上小学校校舎改修工事に係る所要額を計上するものでございます。

議案第12号 令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）、所管課は高齢者福祉課でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億6,694万3千円とするものでございます。主な補正内容ですが、歳入歳出予算といたしまして、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費及び地域密着型介護予防サービス給付費に予算の不足が見込まれることから、不足額を補正するもの。令和4年度の地域支援事業費の確定に伴い、支払基金交付金の一部を返還するため所要額を計上するものでございます。この2議案につきましては、明日30日に追加提案として追加日程に加えていただいた際には、この2議案も大綱的質疑につきまして、期間は大変短いところではございますが、事前通告を設定していただけないか、ご検討の方いただきたいと執行部の方では考えておりますの、よろしくお願いたします。なお、この2議案の他、当初、初日に提案を予定しておりました国民健康保険税条例の一部改正と、関連いたします国民健康保険特別会計及び一般会計の補正予算につきまして、市長からありましたとおり、12月5日に追加提案できるよう現在準備を進めているところでありますので、申し添えさせていただきます。説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○柴田委員長 以上で説明が終わりましたが、ただ今の説明について、補足説明を求める方おられますか。

〔「ありません」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、執行部は退席していただいて結構です。ありがとうございました。

〔執行部退席〕

○柴田委員長 では事務局から追加議案の取り扱いについて説明をお願いいたします。議会事務局長。

○永井議会事務局長 それでは、私の方からは、議案の追加を受けまして、議事日程についてご説明させていただきます。お手元に配布いたしました議事日程案第3号をご覧くださいと思います。執行部から説明のございました追加提案の補正予算2件については、11月30日木曜日、明日ですけれども、その本会議に追加上程する案でございます。

日程第2 一般質問についての後に、日程第3として、議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第9号）について、日程第4として、令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）についてを追加しております。また、追加議案の審議

についてですが、11月30日、明日は、議案説明のみとして、質疑につきましては、12月5日の大綱的質疑の日に、初日提案の議案と合わせて、質疑を行う予定とさせていただき案でございます。大綱的質疑終了後につきましては、追加議案についても、当初予定の議案と同様に該当の常任委員会に付託して、各常任委員会で審議いただきたいと思います。また、先ほど、執行部の方から要望のごさました大綱的質疑の通告締切日につきまして、12月4日月曜日の正午としてはどうかという形で提案をさせていただきたいと思っております。以上、議事日程案となります。よろしくお願いいたします。

○柴田委員長 以上で議会事務局長より説明が終わりましたが、ただいまの説明について補足説明を求めたい方はおられますか。明日上程されて、大綱的質疑は、事前通告をお願いしたいということで、12月4日のお昼までに通告してくださいというんですけど、それで5日に全部まとめて大綱的質疑と。よろしいでしょうか。

〔「はい。」と言う者あり〕

○柴田委員長 それでは、追加議案の取り扱いについては、11月30日木曜日の本会議に追加上程することとし、日程第2 一般質問についての後に、日程第3として、議案第11号 令和5年度白井市一般会計補正予算（第9号）について、日程第4として、令和5年度白井市介護保険特別会計保険事業勘定補正予算（第2号）についてとして追加する。なお、追加議案の審議については、11月30日、当日は、議案説明のみとし、質疑については、12月5日の大綱的質疑の日に、初日提案の議案と合わせて大綱的質疑を行い、質疑終了後に委員会付託を行うというにしたいと思えます。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、さよう決定しました。

次に、議長より追加議案の付託委員会について、説明願います。

○岩田議長 執行部より追加提案が予定されている議案については、お手元に配付の付託表の網掛け部分のとおり、所管の委員会に付託したいと思います。なお、既にサイドブックに配布の付託表については、この議会運営委員会で決定した後に差し替えをいたしますのでよろしくお願いいたします。

○柴田委員長 以上で説明が終わりました。ただ今、議長より説明のありました、追加議案の付託委員会について意見はございませんか。

〔意見なし〕

○柴田委員長 意見はないものと認めます。追加議案の委員会付託については、議長説明のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○柴田委員長 異議なしと認め、追加議案については、議長説明のとおり付託することに決定しました。議題2その他についてを議題とします。委員の皆様から何かございますか。石井委員。

○石井委員 はい。一般質問について確認をさせてください。本日の一般質問の中で、通告に出された項目を全部質問しないで2項目については飛ばしますっていう発言がありました。このことについてよかったのかなって思うので、この議運でも確認させていただきたいと思います。

○柴田委員長 今日の質問で通告があったうち、プリントでも配られたりしているもののうちの二つについて、この二つ飛ばしますということで進められたということがありました。このことについてやっぱり確認した方がいいかなと私も思うんですけども、確か、通告してあるものについては、答弁が用意してあるので、聞いてくださいねっていうことになったと思うんですね。

事前に執行部との調整で、この二つは聞きませんということになっているのであればともかく、そうじゃないのであれば、一応通告したことは聞いてくださいってことになっていると思うんですけど、そういうことの確認と思いますけどどうでしょうかね。

議長はそのとき聞いておられたと思うんですけど、それを飛ばさないでくださいとかいうことは特に止められなかったですよ、そのときは何か。議長。

○岩田議長 一般質問は、その議員のですね発言権で認めております。それを途中でですね、横槍を入れることはできません。ただ、私も聞いていて二つを飛ばしますといったのか、省きますといったのか、はっきりまだあれですけども、それはですね、やっぱり執行部があらかじめ用意をしているわけですからそれは執行部に対して失礼なので、後で終わったら本人には注意をしました。もう既にですね予定してるんですけども、その前の段階で自分が質問しようと思っていたことがもう答えられてるのもいいというならいいんですけども、そうじゃない、ああいう言い方は良くないので本人には注意をしました。ただ、一般質問最中に、横槍を入れるということはよっぽどですね、ひどい誹謗中傷とか個人情報だとかですね、そういうのであれば途中で注意します。それ以外の方は私の方から途中で横槍をすることはできません。以上です。

○柴田委員長 はい、わかりました。ということです。やはり確認ができたと思います。執行部に通告したものについては答弁の用意もされていることだし、改めてきちんと聞いていくというようにするということの確認をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。議長。

○岩田議長 ちょっとそのことでよろしいでしょうか。よろしいですか。意見を言いたいと思いますけれども、当然ですね、一般質問するときには、これこれこういうこと聞きますよという通告をするわけですから、それに対して執行部が答弁を用意をする。ですからそれを聞くのは当然なことなだけけれども、当然私が議長になる前、今ですね、いわゆる

一般質問をするときにですね、質問は全て何て言うかな、順番通りをするようにとか言ったような経緯があると思うんですね。例えば全員協議会の中ですね、皆さんの共通認識として、通告したものは全部順番通りですね、できるだけ順番通り全て質問するようになっていうのは、全員協議会で言うのであればいいけども、本会議でそういうのを言うのは、良くない。つまりですね、通告というの、自分が質問しようとするに対して執行部がですね、それに対してどういう答弁をするかっていうことをそれぞれ用意するものですから、一問一答になって、どういう答弁をするかわからないわけですよ。答弁の内容によっては、その1.2.3.4.5とある順番が変わることもあるし、場合によっては予定していたものがもう既にもう執行部から答弁されてるので、それを質問する必要もないわけですよ。ですからそれに対して、一つ一つですね、全部やんなきゃいけないとか、順番を変えたときに議長の方から順番を変えないでとか、質問したものを全部やりなさいとか、例えば今日であれば飛ばさないでちゃんと質問しなさいってことはね、それはちょっと違うと思います。それは本会議では私の方からそういう事はできませんのでご了承願います。以上です。

○柴田委員長　つまりたくさん項目があってそのうちの一つはその前の質問の間にもう答えがわかったから、これは飛ばしますっていう正当な理由があればやっぱり逆にそれは傍聴している方からしたらわからないわけだから、それが答えわかったので飛ばしますっていうのは、一言私は言った方がいいかなと思いつつ聞いてたんですけど、あと順番を変えてはいけないってのが確かにあったんですよ4年前のとき、順番変えてこれを先にやりますっていきなり議場での議長に断りなく大項目の中の小項目の1から1.2.3だったら、3を先にやって2.3でやるとか、そういうことについての注意が議場であったんだか議運であったんだか忘れてしまったんですけど、それも順番通りやってくださいねっていうことで来てましたけど、そこについても。長谷川委員。

○長谷川委員　一応ね、私がやってたときは順番を変えるときは執行部の確認を取ってください。ということをやりました。そこで確認が取れてるんで、変えるもいいと思う一つで、ちょっと先ほど議長がおっしゃったんですけど、いろんな方が質問をするんで、自分が質問しようとしていた項目を他の人のところで答えられてしまってます。このときどうするかでたんです。だけど、皆さんの暗黙の了解で通告あげてるから同じ回答であっても質問してくださいという形で終わってるんですね。だからそこは今後の話し合いになる。

○柴田委員長　確かに回答は用意しているから、一応とにかく聞くだけは聞いてくださいっていうふうには認識はしていました。これはちょっと見直した方がいいだろうということであれば、またそれは後の議題として取り上げていかなきゃいけないことなんですけど、とりあえずの認識としては飛ばさないでちゃんとやりましょうということかなと思いますけど。長谷川委員。

○長谷川委員 今日の場合はまだご自身が時間制限時間まだ持ってらしたんです。だから私は思ったけど、飛ばさなくても回答をもらえばいいなと私は思いました。

○柴田委員長 ギリギリではなく時間余裕があったから、ちゃんと回答をもらった方がいいだろうということですね。それ本人もわかっていると思うので、今後そういうことを注意していただくということで、いいかなと思います。よろしいでしょうか

〔「はい」という者あり〕

○柴田委員長 では他に委員の皆様から何かございますか。

〔なし〕

○柴田委員長 議長からありましたお願いいたします。

○岩田議長 今回の件に関しましては、改めて全員協議会で皆さんに注意喚起といいますか、そのようにしようとは言います。よろしく申し上げます。

○柴田委員長 ありがとうございます。お願いします。事務局から何かありましたらお願いいたします。

○永井議会事務局長 ございません。

○柴田委員長 無いようですので、以上で本日の議題は全部終了いたしました。よって、議会運営委員会を閉会いたします。慎重なるご審議を賜りまして誠にありがとうございました。